新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
国民年金保険料臨時特例免除に係るＱ＆Ａ

令和５年３月

日本年金機構

《 目 次 》

【制度概要】

Q1-1　今回の国民年金保険料の免除の特例は、どのような内容でしょうか。

Q1-2　「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少」とありますが、この「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、どのような範囲をいいますか。直接的な影響だけでなく、間接的な影響も含めてよいのでしょうか。

Q1-3　「相当程度まで所得の低下」とありますが、どれくらいまで低下すればよいのでしょうか。

Q1-4　免除が承認された保険料について、後日、収入が回復したら納めることは可能ですか。

Q1-5　今、免除の承認を受けていますが、今回の特例免除は通常の免除よりも有利になることはあるのでしょうか。

Q1-6　令和元年7月から新型コロナウイルス感染症以外の感染症にかかり入院したため収入が大きく減少しましたが、臨時特例の対象となりますか。

Q1-7　既に令和元年度分（令和元年7月～令和2年6月分）については、一部免除が決定されていますが、令和 2 年 2 月分以降について臨時特例による免除申請を行うことはできますか。

Q1-8　臨時特例による免除申請を行った後、所得がさらに減少したことにより、年間の所得見込額が減少する場合は、あらためて臨時特例による免除審査を行うことはできますか。

【手続き全般】

Q2-1　臨時特例の申請は、どのように手続きすればよいでしょうか。

Q2-2　臨時特例はいつまで申請できますか。

Q2-3　臨時特例は、何月分の国民年金保険料から適用されますか。

Q2-4　臨時特例の申請手続きを行いたいのですが、現在、国民年金基金に加入しています。そちらも何か手続きが必要でしょうか。

Q2-5　令和3年度分について臨時特例措置で免除等が承認されていますが、令和4年分の申請が必要ですか。また、「所得の申立書」の提出も必要ですか。

【申請書の記入】

Q3-1　臨時特例免除で、令和元年度分から申請したいのですが、申請書は何枚提出する必要がありますか。

Q3-2　臨時特例手続を行いたいのですが、免除申請書の「申請年度」欄には何年度と記入すればよいですか。

【所得の申立書の記入】

Q4-1　「所得の申立書」に記入する所得の見込額は、どのように計算すればよいですか。

Q4-2　所得の見込額は、令和2年2月以降の収入が減少した月の所得額を12か月分に換算するとのことですが、令和2年2月以降の収入であれば何月の収入を用いてもよいのですか。また、配偶者や世帯主の収入については、同じ月の収入を申告する必要がありますか。

Q4-3　何故、自分の収入だけでなく、配偶者や世帯主の収入で申告しないといけないのでしょうか。

Q4-4　「所得の申立書」に記入する収入には、新型コロナウイルス対策で支給される 10 万円の給付金も含まれるのでしょうか。

Q4-5　「所得の申立書」により申請した収入額について、証明する書類を提出する必要はありますか。

Q4-6　現在は、営業を続けているため所得の減少はありませんが、数か月後に所得の減少が予想される場合、申請することは可能でしょうか。

Q4-7　息子の国民年金保険料の臨時特例の手続きをしたいのですが、「所得の申立書」は親が代わりに記入することは可能でしょうか。

Q4-8　「所得の申立書」のうち配偶者・世帯主欄は、それぞれ申請者本人が記入することは可能でしょうか。

Q4-9　令和 2 年 1 月 1 日からは所得税法上の給与所得控除額の最低額は 55 万円に引き下げされていますが、令和 2 年度以前の「所得の申立書」（裏面）に給与所得控除の見込額については「65 万円に満たない場合は 65 万円」とあります。
臨時特例における所得見込額を計算する際に、給与所得控除の見込額を 65 万円として計算してよいのでしょうか。

【臨時特例措置終了後の取扱い】

Q5-1　なぜ国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きを終了するのですか。

Q5-2　国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きが終了しましたが、過去の期間について臨時特例措置による免除等の申請はできますか。

Q5-3　国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きが終了されますが、「所得の申立書」に関する証明書類はいつまで保管すればよいのでしょうか。

Q5-4　令和 4 年度分について臨時特例措置による免除等が承認されていますが、引き続き国民年金保険料の免除等を受けたい場合はどのように手続きすればよいのでしょうか。

【その他】

Q6-1　免除が認められると、先に納付した保険料は還付されますか。

Q6-2　臨時特例手続において所得見込額により全額免除が承認されましたが、その後、所得金額が確定し、全額免除を超える所得金額であったことが判明した場合は、全額免除の承認が

【制度概要】

Q1-1　今回の国民年金保険料の免除の特例は、どのような内容でしょうか。

（回答）

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として、簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除・猶予する取扱い（以下「臨時特例」という。）を行うこととなりました。

免除・猶予の承認区分は、①全額、②納付猶予、③4分の3免除、④半額免除、⑤4分の1免除の5種類（以下「免除等」という。）があり、特段のご希望がなければ、①から順番に審査を行います。

免除等を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間（120月）の対象期間には算入されますが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなることにご留意ください。

なお、**学生の場合**は、学生納付特例の臨時特例の対象となります。

Q1-2　「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少」とありますが、この「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、どのような範囲をいいますか。直接的な影響だけでなく、間接的な影響も含めてよいのでしょうか。

（回答）

今般の臨時特例は、経済社会全般に重大な影響が及んでいることなどを鑑みて講じた措置であり、勤務日数の減少、営業時間の短縮、休業要請による業務委託契約の解除などの直接的な影響に限られず、収入の減少の事実があれば、広く該当することとなります。

Q1-3　「相当程度まで所得の低下」とありますが、どれくらいまで低下すればよいのでしょうか。

（回答）

令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等や学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる場合に、臨時特例の対象となります。

具体的には、下記の表のとおりです。

世帯の状況（扶養親族の数など）にもよりますが、例えば単身世帯の方の場合、当年中の所得見込み（収入が減少した月の収入額を12倍した額から必要経費の見込み額を控除した額）が67万円（※）以下であれば、全額免除となります。（※令和2年度以前は57万円）

申請手続きに当たって必要なのは、当年中の所得の見込みだけで、扶養親族等の数や社会保険料控除額等については記入不要です。（日本年金機構において、前年（申請年度の前年）の課税情報により判定いたします。）

〇参考

＜免除の所得基準額＞

●全額免除・納付猶予

（扶養親族等の数＋1）× 35 万円 ＋ 32 万円(※)

(※)令和 2 年度以前は 22 万円

●4 分の 3 免除

88 万円(※) ＋ 扶養親族等控除額 ＋ 社会保険料控除額等

(※)令和 2 年度以前は 78 万円

●半額免除

128 万円(※) ＋ 扶養親族等控除額 ＋ 社会保険料控除額等

(※)令和 2 年度以前は 118 万円

●4 分の 1 免除

168 万円(※) ＋ 扶養親族等控除額 ＋ 社会保険料控除額等

(※)令和 2 年度以前は 158 万円

＜学生納付特例の所得基準額＞

128 万円(※) ＋ 扶養親族等控除額 ＋ 社会保険料控除額等

(※)令和 2 年度以前は 118 万円

Q1-4　免除が承認された保険料について、後日、収入が回復したら納めることは可能ですか。

（回答）

免除や納付猶予、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、後から追納することが可能です※。

ただし、免除等や学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

免除等や学生納付特例を受けた期間について追納を希望する場合は、「追納申込書」による手続きが必要になりますので、日本年金機構ホームページから申込書をダウンロードしていただくか、お近くの年金事務所又は日本年金機構コールセンター（ねんきん加入者ダイヤル）にお問い合わせください。

※　一部免除が承認されている場合、納付すべき部分を納付している必要があります。

Q1-5　今、免除の承認を受けていますが、今回の特例免除は通常の免除よりも有利になることはあるのでしょうか。

（回答）

全額免除や一部免除などの同じ免除区分であれば、今回の特例手続であるかどうかにかかわらず、その効果は、同じです。

なお、既に承認を受けている免除が「一部免除」である場合は、今回の臨時特例の手続を行うことにより、所得の見込額の水準によっては国民年金保険料の「全額免除」が受けられる可能性があります。

（免除を受けた期間は、受給資格期間の対象期間には算入されます。ただし、納付した場合に比べると、将来の年金額が少なくなりますので、ご注意ください。）

Q1-6　令和元年 7 月から新型コロナウイルス感染症以外の感染症にかかり入院したため収入が大きく減少しましたが、臨時特例の対象となりますか。

（回答）

本臨時特例は、令和 2 年 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなどにより収入が減少した場合に対象となります。

新型コロナウイルス感染症以外の影響による収入の減少については、本臨時特例の対象とはなりません。

Q1-7　既に令和元年度分（令和元年７月～令和２年６月分）については、一部免除が決定されていますが、令和２年２月分以降について臨時特例による免除等の申請を行うことはできますか。

（回答）

既に一部免除の承認を受けている場合、当該承認期間のうち、令和２年２月分以降については臨時特例による免除等の申請手続きが可能です。

臨時特例による免除等の申請手続きを希望する場合は、改めて免除申請書と所得の申立書を提出してください。

審査の結果、全額免除に該当する場合には、既に一部納付をしている一部免除期間を除き、全額免除を承認することになります（令和２年１月分以前は一部免除のままです）。

なお、過去にさかのぼって申請できる期間は申請月から２年１か月前（既に保険料が納付済みの月を除く）までとなります。

Q1-8　臨時特例による免除申請を行った後、所得がさらに減少したことにより、年間の所得見込額が減少する場合は、あらためて臨時特例による免除審査を行うことはできますか。

（回答）

臨時特例による免除申請で一部免除等の承認を受けた後に、さらに所得が減少した場合は、令和２年２月分以降の承認期間について、あらためて臨時特例免除の申請を行うことが可能です。

この場合、年金事務所に令和２年２月分以降の臨時特例免除の再審査を希望することを申し出いただき、あらためて免除申請書と「所得の申立書」を記入いただくことが必要です。

なお、過去にさかのぼって申請できる期間は申請月の２年１か月前の月分から令和５年６月分（既に保険料が納付済みの月を除く）までとなります。

【手続き全般】

Q2-1　臨時特例の申請は、どのように手続きすればよいでしょうか。

（回答）

臨時特例による免除等の申請手続きは、「免除・納付猶予申請書」（学生の方は、「学生納付特例申請書」）に所定の「所得の申立書」を添付していただき、お住まいの市区町村の国民年金担当又は年金事務所の窓口に提出していただくことにより、可能です。新型コロナウイルス感染症の拡大の防止の観点から、できる限り郵送による手続きをご利用ください。

「免除・納付猶予申請書（または学生納付特例申請書）」及び「所得の申立書」の様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることにより入手していただけます。

日本年金機構ホームページ URL　https://www.nenkin.go.jp/

詳しくは、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口、日本年金機構のコールセンター（ねんきん加入者ダイヤル）や年金事務所までお問合せください。

「ねんきん加入者ダイヤル」　TEL　0570－003－004

０５０から始まる電話でおかけになる場合は（東京）　０３ －６６３０ －２５２５

月～金曜日　8：30～19：00

第２土曜日　9：30～16：00

※　休日、祝日（第２土曜日を除く）、12 月 29 日から 1 月 3 日はご利用いただけません。

Q2-2　臨時特例はいつまで申請できますか。

（回答）

臨時特例による免除等の申請手続きは、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、令和4年度分の申請をもって終了しますが、以下の期間の保険料については、引き続き臨時特例による免除等の申請手続きが可能です。

（学生以外の場合）

・申請月の2年1か月前の月分から令和5年6月分までの保険料

（学生の場合）

・申請月の2年1か月前の月分から令和5年3月分までの保険料

なお、免除等の承認を受けずに保険料が未納の状態で、けがや病気で障害や死亡といった不測の事態が生じると、障害年金や遺族年金を受けることができないことがありますので、臨時特例による免除等の申請を希望する場合は、できる限り速やかに申請手続きをお願いいたします。

Q2-3　臨時特例は、何月分の国民年金保険料から適用されますか。

（回答）

（学生以外の場合）

臨時特例については、令和2年2月分から令和5年6月分までの国民年金保険料に適用されます。

申請書は以下の申請期間ごとに提出が必要です。

＜申請期間＞

・令和2年2月～令和2年6月（令和元年度分）

・令和2年7月～令和3年6月（令和2年度分）

・令和3年7月～令和4年6月（令和3年度分）

・令和4年7月～令和5年6月（令和4年度分）

（学生の場合）

学生の方（学生納付特例）は、令和2年2月分から令和5年3月分までの国民年金保険料に適用されます。

申請書は以下の申請期間ごとに提出が必要です。

＜申請期間＞

・令和2年2月～令和2年3月（令和元年度分）

・令和2年4月～令和3年3月（令和2年度分）

・令和3年4月～令和4年3月（令和3年度分）

・令和4年4月～令和5年3月（令和4年度分）

Q2-4　臨時特例の申請手続きを行いたいのですが、現在、国民年金基金に加入しています。そちらも何か手続きが必要でしょうか。

（回答）

国民年金基金での必要な手続きについては、加入している国民年金基金にご確認ください。

なお、免除等や学生納付特例が承認されますと、国民年金基金の加入は終了となりますので、ご注意ください。

Q2-5　令和 3 年度分について臨時特例措置で免除等が承認されていますが、令和 4 年分の申請が必要ですか。また、「所得の申立書」の提出も必要ですか。

（回答）

令和 4 年度分について、臨時特例措置で免除等を希望される場合は、改めて申請が必要です。

また、「所得の申立書」についても、令和 4 年度の所得見込み額の算出に用いることができる収入減少月について、改めて記入していただく必要があります。

※　臨時特例措置で学生納付特例の申請を希望される場合も改めて申請が必要です。

【申請書の記入】

Q3-1　臨時特例免除で、令和元年度分から申請したいのですが、申請書は何枚提出する必要がありますか。

（回答）

令和元年度（令和2年2月～令和2年6月）、令和2年度（令和2年7月～令和3年6月）及び令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）、令和4年度（令和4年7月～令和5年6月）の期間について、合計4枚の申請書を提出いただく必要があります。

なお、過去にさかのぼって申請できる期間は申請月の2年1か月前の月分から令和5年6月分（既に保険料が納付済みの月を除く）までとなります。

注意点：　令和元年度分・令和2年度分は令和2年2月から令和3年7月まで、令和3年度分は令和2年2月から令和4年7月まで、令和4年度分は令和3年1月から令和5年7月までに収入が急減していなければ申請できません。

「所得の申立書」について、令和元年度分、令和2年度分は1枚で申請可能です。

令和3年度分・令和4年度分は様式が変更になったため、それぞれの年度について改めて「所得の申立書」が必要です。

〇参考

令和元年度分
　一般の免除等申請対象期間　：　令和元年 7月 ～ 令和 2年 6月
　臨時特例免除申請対象期間　：　令和 2年 2月 ～ 令和 2年 6月
令和 2年度分
　一般の免除等申請対象期間　：　令和 2年 7月 ～ 令和 3年 6月
　臨時特例免除申請対象期間　：　同　上
令和 3年度分
　一般の免除等申請対象期間　：　令和 3年 7月 ～ 令和 4年 6月
　臨時特例免除申請対象期間　：　同　上
令和 4年度分
　一般の免除等申請対象期間　：　令和 4年 7月 ～ 令和 5年 6月
　臨時特例免除申請対象期間　：　同　上

Q3-2　臨時特例手続を行いたいのですが、免除申請書の「申請年度」欄には何年度と記入すればよいですか。

（回答）

令和 2 年 2 月分から令和 2 年 6 月分までの臨時特例手続きを行う場合は、免除申請書の申請年度欄に「令和元年度」と記入してください。

令和 2 年 7 月分から令和 3 年 6 月分までの臨時特例手続きを行う場合は、免除申請書の申請年度欄に「令和 2 年度」と記入してください。

令和 3 年 7 月分から令和 4 年 6 月分までの臨時特例手続きを行う場合は、免除申請書の申請年度欄に「令和 3 年度」と記入してください。

令和 4 年 7 月分から令和 5 年 6 月分までの臨時特例手続きを行う場合は、免除申請書の申請年度欄に「令和 4 年度」と記入してください。

【所得の申立書の記入】

Q4-1　「所得の申立書」に記入する所得の見込額は、どのように計算すればよいですか。

（回答）

所得の見込額の計算にあたっては、以下の手順で算出してください。

①　令和2年2月以降で収入が減少した月のうち、任意の１か月の収入の事業収入、不動産収入、給与収入、公的年金等収入を合計し、１か月分の「収入額」を算出します。⇒（Ａ）

②　①で計算した額（Ａ）を12か月分に換算し、１年分の「収入見込額」を算出します。⇒（Ｂ）

③　以下を参考に控除相当額を算出し、12か月分に換算して年間の控除相当額を算定します。⇒（Ｃ）

・事業収入及び不動産収入がある方は、1か月あたりの必要経費を算出し、12か月分に換算します。

・給与収入がある方は「給与所得控除」を計算します。

給与所得控除	Ｂの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% － 10万円（※1） （※1）令和2年度以前はＢの額のうち給与収入分（見込収入額）×40%で計算する （上記計算式の結果、55万円に満たない場合は55万円）（※2） （※2）令和2年度以前は65万円に満たない場合は65万円

・公的年金等収入がある方は「公的年金等控除」を計算します。

公的年金等控除	・65歳未満の者　→　60万円（※3） （※3）令和2年度以前は70万円 ・65歳以上の者　→　110万円（※4） （※4）令和2年度以前は120万円

④　②で計算した額（Ｂ）から③で計算した額（Ｃ）を差し引くことにより、所得の見込額（控除後の所得見込額）を算出します。

⑤　所得の申立書の「収入が減少した後の所得見込額（必要経費等の控除後）」欄には、④で算出した所得の見込額（控除後の所得見込額）を記入してください。

Q4-2　所得の見込額は、令和 2 年 2 月以降の収入が減少した月の所得額を 12 か月分に換算するとのことですが、令和 2 年 2 月以降の収入であれば何月の収入を用いてもよいのですか。
また、配偶者や世帯主の収入については、同じ月の収入を申告する必要がありますか。

（回答）

免除等の申請であれば、令和元年度・令和2年度分については、令和2年2月から令和3年7月まで、令和3年度分については、令和2年2月から令和4年7月まで、令和4年度分については、令和3年1月から令和5年7月までの期間内であれば、何月の収入を用いていただいても構いません。

学生納付特例の申請であれば、令和元年度・令和2年度分については、令和2年2月から令和3年4月まで、令和3年度分については、令和2年2月から令和4年4月まで、令和4年度分については、令和3年1月から令和5年4月までの期間内であれば、何月の収入を用いていただいても構いません。

申請を希望する年度分の期間において、収入が減少した任意の月（例えば、最も収入が下がった月）の収入を基に申請して下さい。

また、将来の月の収入の見込みではなく、実際に収入が減少した実績のある月の収入で計算してください。

配偶者、世帯主についてもこの臨時特例の申立てによる所得見込額での判定を希望する場合には、申立てが可能ですが、この場合、申請者と必ずしも同じ月の収入にそろえて申告する必要はありません。

なお、学生納付特例については、申請者本人の収入のみの記入で構いません。

Q4-3　何故、自分の収入だけでなく、配偶者や世帯主の収入も申告しないといけないのでしょうか。

（回答）

免除等の判定に当たっては、法律の規定により、世帯主及び配偶者についても、所得額を確認し、それぞれ免除等の基準に該当していることが必要とされています。

世帯主及び配偶者について、「所得の申立書」に所得見込額の記入がない場合は、通常の免除等の申請と同様に課税情報における前年所得等に基づき判定をしますので、配偶者や世帯主の分は、記入がなくても、申請は可能です。

ただし、配偶者や世帯主についても、この臨時特例の申立てによる所得見込額での判定を希望する場合には、配偶者や世帯主分についても所得見込額の記入をしてください。

なお、学生納付特例については、申請者本人の収入のみの記入で構いません。

Q4-4　「所得の申立書」に記載する収入には、新型コロナウイルス対策で支給される10万円の給付金も含まれるのでしょうか。

（回答）

給付金等の一時的な所得は対象外となりますので、記入していただく収入には含めずに計算してください。

Q4-5　「所得の申立書」により算出した収入額について、証明する書類を提出する必要はありますか。

（回答）

今回の臨時特例の申請手続きを行うに当たっては、お尋ねのような証明書類を提出していただく必要はありません。

ただし、臨時特例措置による免除等の申請書に添付した「所得の申立書」の内容を確認するために、後日、収入額の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、申請から2年間は自宅等で保管※していただくようお願いします。

収入額の証明書類とは、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等がわかるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書などになります。

※　今回の臨時特例については、申請時にご提出いただく書類を絞ることにより簡易な手続きとしたものであるため、類似業務の取扱いを参考に、申請者の方に対し一定期間（申請から2年間）、自宅等で保管いただくこととしたものです。

Q4-6　現在は、営業を続けているため所得の減少はありませんが、数か月後に所得の減少が予想される場合、申請することは可能でしょうか。

（回答）

申請時点において、実際に所得の減少が発生していない場合は、臨時特例の対象になりません。実際に、所得の減少が発生した際に、申請手続きをお願いいたします。

Q4-7　息子の国民年金保険料の臨時特例の手続きをしたいのですが、「所得の申立書」は親が代わりに記入することは可能でしょうか。

（回答）

代理で免除等や学生納付特例の申請を行う場合は、委任状が必要になります。

その上で、「所得の申立書」の記入については、世帯主等が被保険者の代わりに記入していただくことも可能です。

ただし、代理の方が被保険者に代わって「所得の申立書」を記入する場合は、申立書の下部の氏名欄に被保険者ご本人様の氏名を記入してください。

Q4-8　「所得の申立書」のうち配偶者・世帯主欄は、それぞれ申請者本人が記入することは可能でしょうか。

（回答）

「所得の申立書」の配偶者及び世帯主に係る記入欄については、申請者本人がしていただいて差し支えありません。

Q4-9　令和2年1月1日からは所得税法上の給与所得控除額の最低額は55万円に引き下げされていますが、令和2年度以前の「所得の申立書」（裏面）に給与所得控除の見込額については「65万円に満たない場合は65万円」とあります。

臨時特例における所得見込額を計算する際に、給与所得控除の見込額を65万円として計算してよいのでしょうか。

（回答）

令和2年度分以前の申請では、給与所得控除額を65万円として計算します。

令和3年度分・令和4年度分の申請では、給与所得控除の最低額を55万円（55万円に満たない場合は55万円）として計算してください。

【臨時特例措置終了後の取扱い】

Q5-1　なぜ国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きを終了するのですか。

（回答）

今般の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るウィズコロナの考え方や、新型コロナウイルス感染症による休業要請や外出制限等の措置が実施されなくなるといった動向等を踏まえ、令和 4 年度の申請をもって臨時特例の時限的措置を終了することとなりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によらず、失業や所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、引き続き国民年金保険料免除等の申請手続きが可能です。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構ホームページ URL　https://www.nenkin.go.jp/

Q5-2　国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きが終了しましたが、過去の期間について臨時特例措置による免除等の申請はできますか。

（回答）

申請月の 2 年 1 か月前（既に保険料が納付済みの月を除く）の月分から令和 4 年度分の申請（学生納付特例申請の場合は令和 5 年 3 月分、免除・納付猶予申請の場合は令和 5 年 6 月分）までさかのぼって申請することができます。

免除等の承認を受けずに保険料が未納の状態で、けがや病気で障害や死亡といった不測の事態が生じると障害年金や遺族年金を受けることができないことがありますので、臨時特例措置による免除等の申請を希望する場合は、できる限り速やかに申請手続きをお願いいたします。

Q5-3　国民年金保険料免除等にかかる臨時特例手続きが終了されますが、「所得の申立書」に関する証明書類はいつまで保管すればよいのでしょうか。

（回答）

臨時特例措置による免除等の申請書に添付した「所得の申立書」の内容を確認するために、後日収入額の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、申請から 2 年間は自宅等で保管していただくようお願いします。

収入額の証明書類とは、例えば、令和 2 年 2 月以降の任意の 1 か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等がわかるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書などになります。

Q5-4　令和４年度分について臨時特例措置による免除等が承認されていますが、引き続き国民年金保険料の免除等を受けたい場合はどのように手続きすればよいのでしょうか。

（回答）

臨時特例措置による免除等の申請手続きは令和 4 年度分の申請をもって終了しますが、失業や所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、国民年金保険料免除等の申請が可能です。申請を希望される場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」（学生の方は、「学生納付特例申請書」）を、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口又は年金事務所の窓口にご提出ください。また、郵送による手続きやマイナポータルを利用した電子申請も可能です。

なお、令和５年度分の学生納付特例申請は令和５年４月から、令和５年度分の免除・納付猶予申請は令和５年７月から受付を開始します。

「免除・納付猶予申請書（または学生納付特例申請書）」の様式は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることにより入手していただけます。

日本年金機構ホームページ URL　https://www.nenkin.go.jp/

詳しくは、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口、日本年金機構のコールセンター（ねんきん加入者ダイヤル）や年金事務所までお問合せください。

「ねんきん加入者ダイヤル」　℡　0570－003－004

０５０から始まる電話でおかけになる場合は（東京）　０３ －６６３０ －２５２５

月～金曜日　8：30～19：00

第２土曜日　9：30～16：00

※　休日、祝日（第２土曜日を除く）、12 月 29 日から１月３日はご利用いただけません。

【その他】

Ｑ6-1　免除が認められると、先に納付した保険料は還付されますか。

（回答）

申請手続き前に納付された保険料については、還付の対象になりません。

半年分、1年分や2年分等の国民年金保険料をまとめて前納している場合は、免除申請を行った月以降の保険料について還付することが可能です。この場合、免除の承認後に還付に係る通知が届きますので還付の申請手続きについてご対応をお願いいたします。

Ｑ6-2　臨時特例手続において所得見込額により全額免除が承認されましたが、その後、所得金額が確定し、全額免除を超える所得金額であったことが判明した場合は、全額免除の承認が取消になりますか。

（回答）

臨時特例手続きについては、所得減少後の任意月の収入等を基に年間の所得見込額を算出し、審査することとしているため、事後に判明した所得額が免除基準額を超過した場合であっても、免除の承認を取り消すことはありません。

ただし、臨時特例免除等の承認後、申請時における「所得の申立書」の記入内容が虚偽であることが判明した場合は、承認を取消しすることがあります。